ようこそ安心プラン

外国人の方を招待・招聘する皆様へ

JTB訪日外国人向け旅行保険

海外旅行保険

2014年4月改定版

※ご契約の際は裏面の記載事項を必ずご確認ください

日本国内で国際会議や国内視察を開催し、外国人の方を招待・招聘する企業、財団、イベント事務局・実行委員会等が契約者となる保険です。

- 保険の対象となる方（被保険者）：イベント参加のため来日する外国人
- ご契約者となる方：外国人を招待・招聘する日本国内に所在する企業、財団、公共団体、イベント事務局・実行委員会等
- 対象となるイベント：国際会議、国内視察、研修、学会等（音楽イベントやスポーツイベントは対象となりません。）
  ※就労目的、運動リスクを伴う行事など対象とならない行事がございます。

旅行中の間の思わぬアクシデント！ワイドな補償で守ります。

CASE 1 まさかの死亡事故！後遺障害が生じた！

死亡（傷害）
傷害後遺障害

- 旅行中に発生した事故により死亡した場合
- 事故により身体に後遺障害が生じた場合

CASE 2 入院した！ 家族も現地に急行！

治療・救援費用

- ケガや病気で医師の治療・手術を受けた場合
- 継続して3日以上入院した際にご家族の方に日本に来てもらう場合

妊娠初期の異常についても補償の対象となります。

（注1）保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
（注2）日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。また妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

疾病応急治療・救援費用

- 旅行出発前に発病し医師の治療を受けたことがある病気を原因として、旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合（注1）（注2）

（注1）保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
（注2）旅行行程中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、インスリン注射等）はお支払いの対象となりません。

CASE 3 こわした！
個人賠償責任

誤ってお店の商品をこわしてしまったり、ホテルの客室を水浸しにしてしまうなどして法律上の損害賠償責任を負った場合

重要 ようこそ安心プランのお申込みにあたって

- 保険の対象となる方（被保険者）は国際会議や国内視察に参加する外国人で、ご契約者はこれらのイベントへ外国人の方を招待・招聘する日本国内に所在する企業・財団・公共団体・イベント事務局・実行委員会等になります。
  （注）就労目的、運動リスクを伴う行事など対象とならない行事がございます。
- 万一の死亡事故の際の保険金支払先の確定にあたりご契約者にご協力いただきます。
- 下表に記載のない保険期間についてはお問い合わせください。
- お申し込みの際は、取扱代理店へご連絡ください。
- 保険の対象となる方（被保険者）のご旅行出発日（保険始期日）時点での年齢別の保険料となっております。
- 保険期間（保険のご契約期間）は旅行期間にあわせて設定してください。（保険期間の延長につきましてはお引受できない場合があります。）

ご契約タイプ一覧表

ご契約の際は、「海外旅行保険の概要」をお読みください。　※保険始期日（旅行出発日）時点の年齢です。

		ご契約タイプ	131	132	133	134	135
保険金額（ご契約金額）		傷害死亡	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
		傷害後遺障害	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
		治療・救援費用	2,000万円	2,000万円	1,800万円	1,800万円	1,500万円
		疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
保険期間（保険のご契約期間）／合計保険料	※69歳以下の方	1日	2,190円	2,010円	1,800円	1,620円	1,420円
		2日	2,830円	2,630円	2,410円	2,210円	1,990円
		3日	3,360円	3,160円	2,940円	2,740円	2,520円
		4日	3,840円	3,640円	3,410円	3,210円	2,980円
		5日	4,300円	4,100円	3,870円	3,670円	3,430円
		6日	4,820円	4,600円	4,360円	4,140円	3,900円
		7日	5,320円	5,090円	4,840円	4,610円	4,370円
		8日	5,750円	5,520円	5,260円	5,030円	4,770円
		9日	6,150円	5,920円	5,650円	5,420円	5,150円
		10日	6,550円	6,310円	6,030円	5,790円	5,520円
		11日	7,010円	6,760円	6,460円	6,210円	5,920円
		12日	7,450円	7,180円	6,880円	6,610円	6,310円
		13日	7,900円	7,630円	7,310円	7,040円	6,720円
		14日	8,300円	8,020円	7,690円	7,410円	7,090円
	※70歳以上の方	1日	2,500円	2,320円	2,120円	1,940円	1,730円
		2日	3,310円	3,110円	2,890円	2,690円	2,470円
		3日	3,990円	3,790円	3,560円	3,360円	3,140円
		4日	4,610円	4,410円	4,180円	3,980円	3,740円
		5日	5,210円	5,010円	4,770円	4,570円	4,330円
		6日	5,860円	5,640円	5,400円	5,180円	4,940円
		7日	6,490円	6,260円	6,000円	5,770円	5,520円
		8日	7,030円	6,800円	6,530円	6,300円	6,040円
		9日	7,540円	7,310円	7,030円	6,800円	6,520円
		10日	8,040円	7,800円	7,520円	7,280円	7,000円
		11日	8,610円	8,360円	8,060円	7,810円	7,510円
		12日	9,140円	8,870円	8,570円	8,300円	7,990円
		13日	9,730円	9,460円	9,130円	8,860円	8,530円
		14日	10,210円	9,930円	9,600円	9,320円	8,990円

■ご注意：上記ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。「個人賠償責任」の自己負担額は0円です。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4％～100％を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
治療・救援費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	<治療費用> 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 <救援費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 <治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円限度） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） **カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。** <救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（「保険金をお支払いする主な場合」の左記⑤は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）	<治療費用> 〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の「①～⑨（傷害治療費用）/①、②、⑦、⑧により発病した病気（疾病治療費用）」および2.に該当する場合 <救援費用> 〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合 <治療費用、救援費用共通> ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。） ・歯科疾病（ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。） **旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は疾病に関する応急治療・救援費用で保険金をお支払いできる場合があります。** など
疾病に関する応急治療・救援費用	<治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 <救援費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 （※）妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。	〔治療・救援費用〕で〔お支払いする保険金〕のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕に加え、 ・治療の開始が海外旅行終了後の場合 ・**治療または症状の緩和が目的の旅行の場合** ・海外旅行開始前に、診察の予約等が行われていた場合 ・**海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用**（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の保険金をお支払いできない主な場合の記載に関わらず、保険金を支払います。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 **賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。**	〔傷害死亡〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・暴行・殴打による損害賠償責任 ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
緊急歯科治療費用	海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療(※)を開始された場合 （※）歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	〔治療・救援費用〕の〔保険金をお支払いできない主な場合〕<治療費用>（疾病治療費用）に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ・義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など

●保険期間（保険のご契約期間）は旅行期間にあわせて設定してください。（保険期間の延長につきましてはお引受できない場合があります。）

用語のご説明

◇「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◇「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
◇「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◇「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

お申込みにあたって

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ
0120-877030
一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

取扱代理店
株式会社 ダイワグループ
海外保険センター
TEL 03－5377－1381
FAX 03－3314－6094
Eメール：info@kaigaihoken.net

（J13A311） （栄） 201312（ver.3.00）